

月報私学

5 2007
VOL.113

日本私立学校振興・共済事業団広報



ひまわり幼稚園 こいのぼり集会

【写真提供：学校法人ひまわり学園（埼玉県川越市）】

CONTENTS

融資事業のご案内	2
平成19年度 学校法人等基礎調査 ～ホームページの調査票様式をご活用ください～	4
電子申請を利用した補助金申請のご案内	5
平成19年度 私立大学等経常費補助金事務担当者研修会	6
助成部の組織変更について／九段事務所「電子メールアドレス」一覧	7
新たな高齢者医療制度が創設されます	8
平成19年度 第1回 私学共済事務担当者研修会	9
被扶養者再審査を実施します／加入者証回収にご協力ください ／被扶養者認定申請書を提出された方へ／英語版ホームページを開設しています	10
資格関係の報告内容の訂正	11
積立共済年金・共済定期保険 平成19年度前期募集	12
平成19年度の年金額／私学メンバーズカードのご紹介	13
INFORMATION	14
宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

融資事業のご案内

私学事業団では、私立学校教育の振興を図るため、私立学校の施設整備に要する資金、その他経営に必要な資金について固定金利で長期・低利の融資を行っています。

今月号では、本事業団から資金を借り入れるまでの手続に視点を当ててご案内します。さらに融資の対象となる学校及び事業の一覧を掲げています。

本事業団資金のご利用を検討くだされば幸いです。

I 融資事務の流れ

図は、融資の相談から資金を受け取るまでの融資事務の流れを段階ごとに示したものです。

① 融資案内・融資相談

例年二月から三月にかけて、次年度の本事業団資金の借入希望について照会します。資金の借入れを希望する旨回答をいただいた法人には、事業の概要、資金計画等を記入していただく「融資相談票」をお送りしています。

② 資金借入申込書類提出

相談会での結果を検討され、融資を申し込まれる場合は、資金借入申込書を本事業団に提出していただきます。（東京都以外の道府県の高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・幼稚園・専修学校等については、道府県の主管課に提出となります。）

資金計画、償還計画、提供担保物件、連帯保証人等に関する書類もこのときに併せて提出します。

資金借入申込書の提出後には、具体的に融資額を計算するうえで必要となる借入事業明細書を提出していただきます。この明細書には、建築請負契約書、土地売買契約書等の事業内容を確認するために必要な書類を添付します。

③ 融資審査・融資決定

これらの申込関係書類を受理しましたら、各法人の資金必要時期に応じて、融資審査を行うこととなります。

当該年度の資金借入申込関係書類の受付は、その後の審査日程との関係から、原則として十一月末で締め切らせていただきます。

④ 契約・資金交付

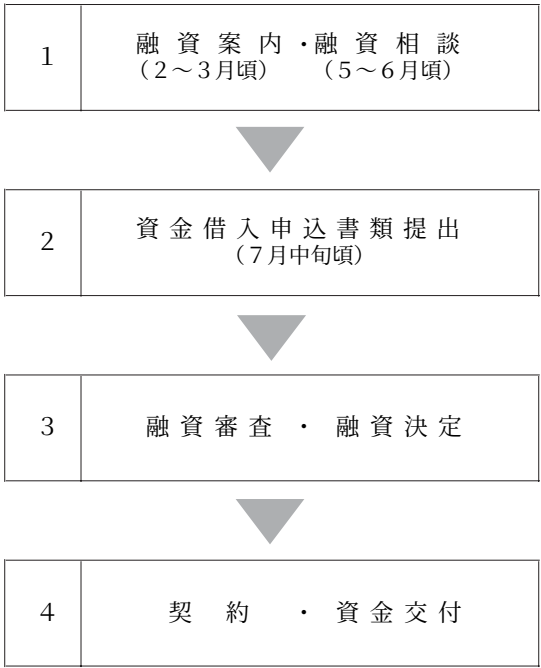
融資決定の後には、金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約の締結となります。

契約締結後は、各法人において管轄法務局へ抵当権設定登記申請をしていただきます。本事業団からの資金交付は、原則としてこの登記手続きが完了した後となります。

II 融資対象事業の一覧

融資の対象となる学校及び事業は、次頁の表のとおりです。学校種別・融資費目・対象事業ごとに、融資条件が異なりますので、ご確認ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
融資部 融資班
☎〇三（三三三〇）七八六二～六四
Eメール yushi@shigaku.go.jp



平成19年度 融資対象事業一覧

融資費目	対象となる学校	対象となる事業	融資金利（年％）		返済期間	融資率
一般施設費	大学院、大学、短大、高専、高校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援	○老朽化した校舎、体育館、図書館、学生会館、食堂、クラブ室等を取り壊し、改築する 国の利子助成が受けられます	(20年もの) 2.20 沖縄分 1.90		20年 (うち据置2年)以内 沖縄分22年 (うち据置2年)以内	80%以内
	大学院、大学、短大、高専、高校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援、幼稚園、専修、各種	○校（園）舎、体育館、遊戯室、図書館、研究所、認可保育所、学生会館、食堂、法人本部、私立大学等が共同利用する施設等を新築、増築、改築、改修、補修、買収する ○冷暖房設備・外構工事等を実施する ○校（園）地（グラウンド・菜園等）を買収、造成する ○学校を移転させるために校舎を新築、土地を買収する ○既設の学校法人が行う大学等の新設のために必要となる校舎等の新築や校地の買収など ○新・増設（学年進行分を含む）・定員増・学校法人化のため必要となる校舎・園舎の新築や校（園）地の買収など	(20年もの)	(10年もの)	20年 (うち据置2年)以内 沖縄分22年 (うち据置2年)以内 [10年もの] 10年 (うち据置2年)以内 [6年もの] 6年 (うち据置1年)以内	
		次世代型学校施設整備事業 社会の国際化、情報化、技術の高度化、文化の発展等に貢献し、また、これに対応できる人材を育成するために「次世代型学校施設」（高機能施設や環境に配慮した施設等）を整備する目的で、学校施設を新築、増築、買収、改修、補修をする（外構工事を含む）	2.20 沖縄分 1.90 (専修・各種を除く)			
		防災（地震）対策として行う改修・補強工事	2.00			
	大学院、大学	私立大学ハイテク・リサーチ・センター整備事業、学術フロンティア推進事業等	1.90			国庫補助金と同額以内
		研究高度化関連施設	2.00			80%以内
教育環境整備費	特別支援、幼稚園、専修	(1) 校教具等 机、椅子、図書、コンピュータ、通学（園）バス、実習用機器などの備品 経営困難校を支援する学校法人が一時的に要する資金（大学院、大学、短大、高専を含む）	1.40		5年6か月 (うち据置6か月)以内	80%以内
	大学院、大学、短大、高専、高校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援、幼稚園、専修	(2) 大型設備・装置（1個または1組の価格が500万円以上のもので、据付工事・敷設工事、I T関連ソフトの開発・取得等を含む）	1.80		10年 (うち据置2年)以内	
	高校	(3) 過疎地の高校の教職員の給与・退職金など	1.50			
災害復旧費	大学院、大学、短大、高専、高校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援、幼稚園	(1) 特別災害 激甚災害により被害を受けた建物・校地の原形復旧工事	1.50		25年 (うち据置2年)以内	国庫補助金と同額以内
	大学院、大学、短大、高専、高校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援、幼稚園、専修、各種	(2) 一般災害 火災・風水害・地震などの災害により被害を受けた建物・校地の原形復旧工事			20年 (うち据置2年)以内	80%以内
公害対策費	大学院、大学、短大、高専、高校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援、幼稚園、専修、各種	○公害（騒音、大気汚染（アスベスト含む）、地盤沈下、水質汚濁、降灰など）防止対策のための改築・改修工事 ○公害防止対策として実施する学校移転のため必要となる校舎の新築、校地の買収など	1.90		21年 (うち据置3年)以内	80%以内
特別施設費	大学院、大学、短大、高専、高校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援、幼稚園、専修	○寄宿舎、合宿所、セミナーハウス、教職員住宅、大学附属病院などの新築、買収および用地の買収など ○国際交流施設（留学生宿舍、国際交流会館、外国人教員宿舍など）の新築、用地の買収など	2.30		20年 (うち据置2年)以内 [10年もの] 10年 (うち据置2年)以内	80%以内
	大学院、大学、短大、高専、高校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援、幼稚園、専修	障害者の利用のための施設や設備の改修工事（エレベータ、トイレ、手すり、スロープなど）	1.90			

(注1) 融資金利は、平成19年5月1日現在であり、毎月の金融情勢により変更することがありますので、本事業団のホームページでご確認ください。

(注2) 一般施設費の6年ものの融資金利は、1.6%です。

平成十九年度学校法人等基礎調査

ホームページの

調査票様式をぜひ活用ください

学校法人等基礎調査は、私学事業団の総合的な私学データベース構想の一環として、特別支援学校・幼稚園・専修学校又は各種学校を設置している学校法人、

学校法人以外の法人及び個人を対象に、都道府県のご協力を得て実施しています。

但し、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校を設置している学校法人は、別途に調査を実施していますので、本調査の対象にはなりません。

この調査は、私立学校の基本的かつ総合的なものであり、文部科学省の実施していた「私立学校の財務状況調査」を本事業団で引き継いだものです。

平成十八年度には、九〇%以上の学校法人等から回答をいただいています。

十九年度調査につきましても例年どおりのご協力をお願いいたします。

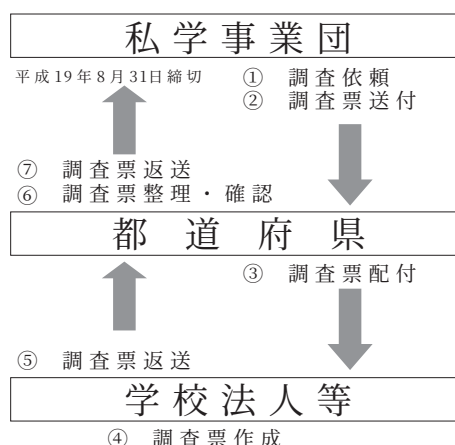
ご協力いただいた学校法人等の皆様には、集計（大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人の設置する幼稚園、専修学校、各種学校を含む）結果として『今日の私

学財政』（冊子）を刊行し、活用いただいているところです。

調査の目的

私立学校の収入及び支出の実態並びに学校法人の資産等の状況を明らかにすることにより、本事業団業務の基礎・参考資料及び私学関係予算要求等の資料として併せて学校法人等の運営の参考に供することを目的としています。なお、この情報は、前述の目的以外には使用いたしません。

調査票の配付・提出の手順



調査票のダウンロードについて

「学校法人等基礎調査」の様式、記入例説明書を、本事業団のホームページからパソコンにダウンロードすることができ

- ①日本私立学校振興・共済事業団ホームページへアクセス (<http://www.shigaku.go.jp>)
- ②「私学振興事業本部」をクリック
- ③「教育条件・経営情報支援」の「平成19年度学校法人等基礎調査について(ご案内)」をクリック
- ④文書中段にある各ファイルをクリックしパソコンにダウンロード
- ⑤データの入力、印刷
- ⑥都道府県に提出（都道府県の定めた期限までのご提出をお願いいたします。）

提出される調査票は、当該様式を利用してパソコンで入力・印刷したものでも従前の方法（都道府県から送付された調査票への手書き）によるものでもどちらでもかまいません。いずれの場合でも、都道府県への提出は紙媒体でお願いいたします。

入力システムの改善について

十八年度に実施しました「活用度調査」の結果、インターネットによる事務処理環境は、以下に示すとおりでした。本事業団では、学校法人等基礎調査の

入力及び提出方法について、インターネットを介した方法を検討しています。今後も学校法人の事務処理支援を目的として、より一層の改善を図って行く所存です。皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

十八年度実施いたしました「活用度調査」につきまして、特殊教育諸学校一六校、幼稚園三、四七五園、専修学校一、〇〇一校、各種学校三七九校から回答をいただきました（回収率四九・三%）

回答された学校における、インターネットによる事務処理環境は次のとおりでした。（複数校設置している場合は1校とカウントしました。）

インターネットに接続した端末がある	4,193校	87.1%
操作できる職員がいる	4,345校	90.2%
学校法人等基礎調査のインターネット化を希望	1,700校	35.3%

ご協力ありがとうございました。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学情報部データベース課 情報開発係
☎〇三（三三三〇）七八四二～四三
Eメール database@shigaku.go.jp

電子申請を利用した 補助金申請のご案内

電子申請の導入について

助成部補助金課では、十九年二月から、『電子窓口』を利用して、調査票等を電子ファイルとして取得、提出できる電子申請を導入しています。十九年度は、電子申請をご利用いただく調査票等をさらに拡大していく予定です。

『電子窓口』について

『電子窓口』では、インターネットを利用して、私学事業団から学校法人に公開される電子ファイルの取得と、学校法人から私学事業団へ電子ファイルの提出を行うことができます。

電子申請のメリット

電子申請により、郵送時にかかる郵送料と郵便物にかかる日数を減らすことができます。（インターネットの通信費用については、すでに整っている接続環境をご利用いただければ追加料金は発生しません。）

セキュリティについて

「不正アクセス」や「なりすまし」によるデータの漏えい、改ざん等の対策として、「基礎調査票e・マネージャ」と同等の高いセキュリティレベルを設定しています。

ご利用について

下図の『電子窓口』のイメージをもとに、電子申請の方法について簡単に説明します。

① 本事業団から、作成した補助金課調査票等の様式を電子窓口で電子ファイルで公開します。
② 学校法人が『電子窓口』にログインして、公開された電子ファイルを取得します。

③ 学校法人が電子ファイルに必要な事項を入力して、提出できる状態にします。

④ 学校法人が『電子窓口』にログインして、入力した電子ファイルを提出します。

⑤ 本事業団で、『電子窓口』に提出された電子ファイルを受け取ります。

※①で補助金関係の調査票等を公開した際は、郵便物や登録されている事務担当者のメールアドレス宛に、ご連絡をさしあげます。

※②と④で『電子窓口』にログインするには、親認証で登録を行っている端末で行う必要があります。本事業団からお送りした、親認証のユーザIDとパスワードをご用意ください。

※③でのファイルへの入力、電子ファイルのデータをほかの端末に移して行うことが出来ます。

※万が一、差し替え等が必要な際には、再送信していただくことにより、速やかな対応が可能です。
※特別補助については一部扱いが異なります。

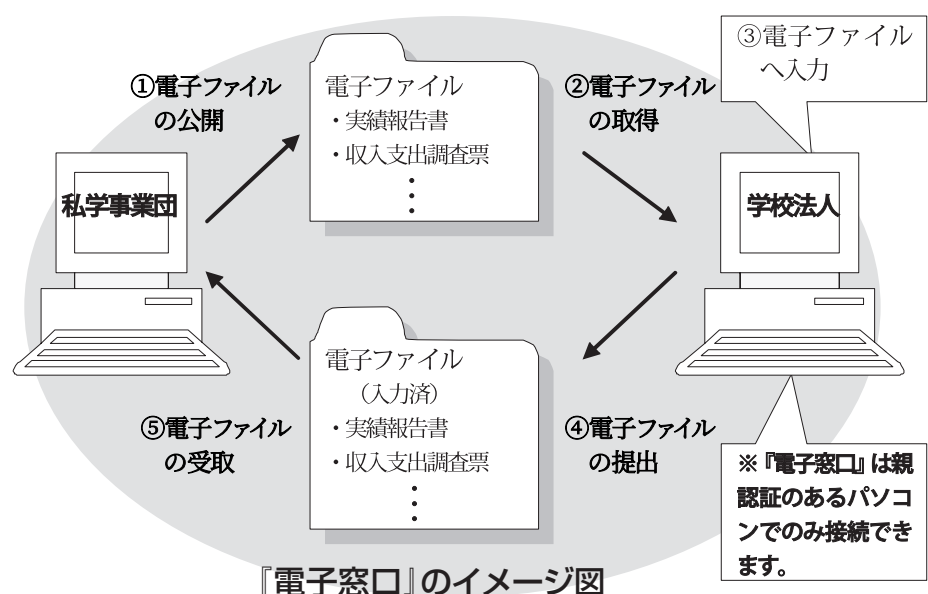
ログインできる時間について

『電子窓口』には、次の時間帯にはログインできません。電子ファイルの取得と提出の際にはご注意ください。

金曜日十七時十五分～月曜日九時三十分

祝祭日の前日十七時十五分～祝祭日の翌日九時三十分

電子申請の内容についてご理解のうえ、今後の調査票等の提出の折には、電子申請を使って提出いただけますようご協力お願いします。



問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 補助金課
補助金第一係・特別補助第一係
☎〇三（三三三）七八八～七八八四
補助金第二係・特別補助第二係
☎〇三（三三三）七八八五～七八八八
Eメール hojokin@shigaku.go.jp

平成十九年度 私立大学等経常費補助金事務担当者研修会

助成部補助金課では、既に「案内」平成十九年度私立大学等経常費補助金事務担当者研修会について（「案内」参照のこと）しましたとおり「平成十九年度私立大学等経常費補助金事務担当者研修会」（以下、研修会）を五月九日の東京会場を皮切りに全国六会場において開催します。今回は、実務担当者を対象に一般補助及び特別補助の変更点、会計検査院の実地検査の状況等を中心とした説明を予定しています。

また、文部科学省私学助成課から、高等教育の施策、直接補助（私立大学等研究設備整備費補助金等）の現状、当該補助金の申請にあたっての留意点の説明を予定しています。

なお、研修会にご参加いただく方には、お手数ですが親認証の登録を行なっている端末より電子窓口にて資料を事前に出力のうえご持参いただきますようお願いいたします。（電子窓口に公開された資料については、研修会当日に冊子または紙での配付はいたしません。）

○一般補助に係る主な内容

- ①平成十八年度の一般補助について
 - ・認証評価経費
 - ・情報の積極的な提供
 - ・調整方法の見直し

②平成十九年度の一般補助について

- ・教員組織の見直しによる取扱い
- ・一般教育を担当する専任教員等の割り振り廃止
- ・高額給与調整

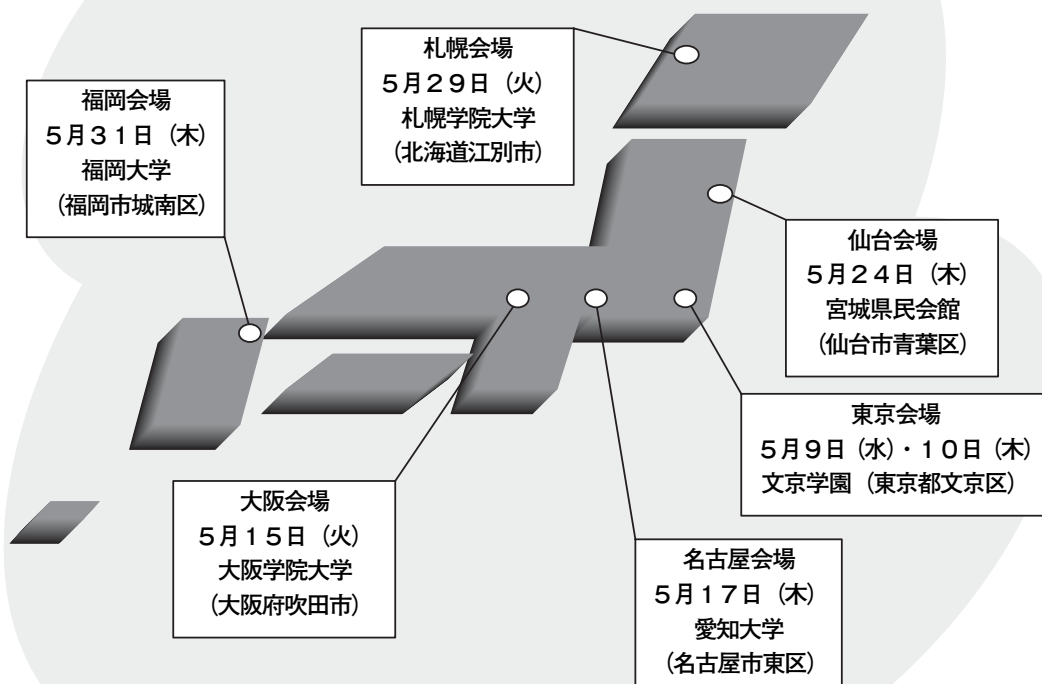
○特別補助に係る主な内容

- ①平成十八年度の特別補助について
 - ・授業料減免事業等支援経費
 - ・配分に係る変更点
 - ・採択制補助項目の採択率等
- ②平成十九年度の特別補助について
 - ・申請業務の流れについて

○会計検査院の実地検査についての主な内容

- ①平成十八・十九年度の検査状況
- ②過去の事例

研修会開催日程等



◇ 研修会当日は、休憩時間、昼食時間及び研修会終了後、会場内に一般補助、特別補助、文部科学省直接補助についての「相談コーナー」を設けますので、お気軽にお立ち寄りください。

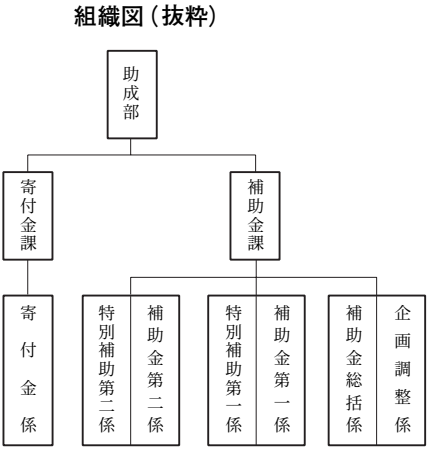
問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 補助金課
補助金第一係・特別補助第一係
☎〇三（三三三）七八八～七八八四
補助金第二係・特別補助第二係
☎〇三（三三三）七八八五～七八八八
Eメール hojokin@shigaku.go.jp

助成部の組織変更について

助成業務につきまして、平素より格段のご協力をいただきありがとうございます。このたび助成部は、効率的な業務運営を図るため、組織を改編いたしました。補助金業務につきましては、これまでの補助金課と特別補助課を統合し、「補助金課」として窓口を一本化することにより業務の一元化及び情報の共有化を図ることとしました。

寄付金課につきましては、従来の指定寄付金係・学術研究振興基金係を、「寄付金係」に改め、指定寄付金及び学術研究基金（資金）業務を行うことになりました。

新組織と連絡先は、次のとおりです。



補助金課

◆企画調整係◆

☎〇三・三三三三・四三一七・七八八〇

◆補助金総括係◆

☎〇三・三三三三・七八七九・七八八〇

◆補助金第一係◆

☎〇三・三三三三・七八八一・七八八四

◆特別補助第一係◆

△担当学校法人▽

《大学法人》

北海道(011001)～山梨県(191005)

《短期大学法人》

北海道(012002)～福井県(182002)

《高等専門学校法人》

東京都(133001)

◆補助金第二係◆

◆特別補助第二係◆

☎〇三・三三三三・七八八五・七八八八

△担当学校法人▽

《大学法人》

長野県(201001)～沖縄県(471004)

《短期大学法人》

長野県(202001)～福井県(472002)

Fax 〇三・三三三三・〇八二二三

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

寄付金課

☎〇三・三三三三・〇七八八九～七八九三

Fax 〇三・三三三三・〇八二二三

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

九段事務所「電子メールアドレス」一覧

本事業団九段事務所（私学振興事業本部）の各課では、電子メールによる事務問い合わせ等を取り扱っていますので、ご利用ください。

メールアドレスは表のとおりです。

部署名			メールアドレス
企	画	室	kikaku@shigaku.go.jp
総務部	総務課	総務課	somu@shigaku.go.jp
		人事課	jinji@shigaku.go.jp
財務部	経理第一課		keiri1@shigaku.go.jp
私学情報部	データベース課		database@shigaku.go.jp
	情報サービス課		service@shigaku.go.jp
私学経営相談センター	経営支援室		shien@shigaku.go.jp
	情報支援室		center@shigaku.go.jp
融資部	融資班		yushi@shigaku.go.jp
	審査・管理室		kanri@shigaku.go.jp
助成部	補助金課		hojokin@shigaku.go.jp
	寄付金課		kifukin@shigaku.go.jp

新たな高齢者医療制度が創設されます

平成二十年四月一日実施

老人医療費が増大するなか、現役世代と高齢者世代との間の負担の公平を維持することなどを目的として、平成二十年四月から新たな高齢者医療制度が創設されます。

急速な少子高齢化や国民生活の変化などに対応し、医療保険制度を将来にわたって持続可能なものとするための医療制度改革関連法が昨年成立しました。それを受け、昨年十月には高額療養費の自己負担限度額などが見直され、また本年四月からは傷病手当金や出産手当金などが見直されるなど、給付の内容や範囲に関する改正が順次行われてきました。来年四月からは、老人医療費を中心にわが国の医療費が増大しているなかで、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平で分かりやすい医療制度を構築するため「新たな高齢者医療制度」が創設されることになりました。

新たな高齢者医療制度とは

① 七十五歳以上の後期高齢者（六十五歳以上七十五歳未満で一定の障害状態にある者を含む。以下同じ。）について、独立した「後期高齢者医療制度」を創設する。

② 新制度においては、後期高齢者の心身の特性や生活の質（QOL）を重視した医療サービスを提供する。

③ 新制度の財源は、患者負担を除き、公費（約五割）、現役世代からの支援（約四割）のほか、後期高齢者から保険料を徴収する（約一割）。徴収方法は、原則として年金からの天引きとする。

④ 運営は、全市町村が加入する都道府県単位の広域連合が行う。

⑤ 六十五歳から七十四歳までの前期高齢者については、従来の医療保険制度に加入したまま、保険者間で財政調整する仕組みを設ける。これに伴い、現行の退職者医療制度は、経過措置を設けて廃止する。

現在、七十五歳以上の方は、私学共済制度等の被用者保険や国民健康保険に加入して、その制度の掛金や保険料を納付するとともに市町村が運営する老人保健制度から医療サービス等を受けています。が、二十年度からは独立した「後期高齢

者医療制度」に加入し、その制度から医療サービス等を受けることになります。

また、後期高齢者医療制度の財政負担の割合は、世代間の負担の公平を維持するため、人口構成に占める後期高齢者と現役世代の比率に応じて決めることになっています。

新制度の創設に伴う 私学共済制度の改正

① 後期高齢者（七十五歳以上の加入者及び被扶養者）は独立した「後期高齢者医療制度」に加入することから、私学共済制度の短期給付の適用を受けなくなり（短期掛金の納付も必要がなく、また給付も行われません。任意継続加入者及びその被扶養者も同じ取り扱いとなります）。

具体的には、次のようになります。

1 二十年四月一日に七十五歳に達している人など
ア 七十五歳に達している加入者や被扶養者は、二十年四月一日（以下「施行日」といいます。）以後は短期給

付の適用を受けなくなります。

イ 七十五歳に達している加入者に扶養されている七十五歳未満の被扶養者は、施行日以後は短期給付の適用を受けなくなります。

2 二十年四月一日以後に七十五歳に達する人など
ア 加入者や被扶養者は、七十五歳に達すると短期給付の適用を受けなくなります。

イ 加入者が七十五歳に達した場合、その加入者に扶養されている七十五歳未満の被扶養者は、短期給付の適用を受けなくなります。

② 新制度の創設にあたり、私学事業団が短期勘定において相当の負担をしている「老人保健拠出金」は廃止されますが、それに代わるものとして「後期高齢者支援金」及び前期高齢者にかかる財政調整のための「前期高齢者納付金」を新たに負担することになります。

◆事務取り扱いについて

前記1に該当する人（制度切り替えの時点で私学共済の短期給付が適用外になる加入者や被扶養者）については、来年少一月下旬ごろ学校法人等あてにご連絡する予定です。

なお、具体的な事務取り扱いについては、追ってお知らせいたします。

平成19年度 第1回 私学共済事務担当者研修会

7月18日(水)～8月23日(木)

私学共済の業務内容や事務手続きなどを習得していただくため、今年度も基礎的事項を中心とした事務担当者研修会を各ガーデンパレスで開催します。詳しくは、4月分掛金納付通知書（5月中旬送付）に同封します開催案内をご覧ください。

▼参加対象者等

- ・学校法人等の共済事務担当者
- ・各学校から2名まで
- ・申し込みは1コースのみ

▼研修内容

① 2日コース

私学共済の共済業務全般について、基礎的な業務内容の研修を行います。

② 1日コース

私学共済制度の業務内容の中で、研修希望の多い資格・短期・長期をテーマに基礎的な研修と事務手続きの演習を行います。

▼申し込み方法等

- ① 開催案内の「平成19年度第1回私学共済事務担当者研修会参加申込書」により、**6月1日(金)【必着】**までに共済事業本部あて郵送によりお申し込みください。
- ② 申し込みが各コースの定員を超えた場合は抽選により決定し、参加の可否を問わず、6月下旬までに学校法人等あてにお知らせします。

研修会会場・日程等一覧

会 場	コース	実 施 日	定 員	研修内容
札幌ガーデンパレス	2日	8月8日(水)～8月9日(木)	40名	共済業務全般
仙台ガーデンパレス	2日	8月22日(水)～8月23日(木)	40名	共済業務全般
東京ガーデンパレス	1日	7月18日(水)	45名	資格・短期
	1日	7月19日(木)	45名	長期
	1日	7月24日(火)	45名	資格・短期
	2日	7月25日(水)～7月26日(木)	45名	共済業務全般
	1日	7月31日(火)	45名	資格・短期
	2日	8月1日(水)～8月2日(木)	45名	共済業務全般
	1日	8月8日(水)	45名	資格・短期
	1日	8月9日(木)	45名	長期
	1日	8月20日(月)	45名	資格・短期
	1日	8月21日(火)	45名	長期
名古屋ガーデンパレス	1日	7月24日(火)	45名	資格・短期
	2日	7月25日(水)～7月26日(木)	45名	共済業務全般
京都ガーデンパレス	2日	8月22日(水)～8月23日(木)	40名	共済業務全般
大阪ガーデンパレス	1日	7月18日(水)	40名	資格・短期
	1日	7月19日(木)	40名	長期
	1日	8月7日(火)	40名	資格・短期
	2日	8月8日(水)～8月9日(木)	40名	共済業務全般
広島ガーデンパレス	2日	7月25日(水)～7月26日(木)	45名	共済業務全般
福岡ガーデンパレス	1日	8月7日(火)	45名	資格・短期
	2日	8月8日(水)～8月9日(木)	45名	共済業務全般

被扶養者再審査を実施します

短期給付の適用を受けている人は、「加入者証」（健康保険証）を医療機関等の窓口に表示することにより保険診療を受けることができます。

私学事業団では、加入者証を適正に使用していただくことを目的に「加入者証」の検認と、その検認の一環として被扶養者の再審査を行っています。

被扶養者の再審査とは、本事業団が認定している被扶養者について、被扶養者の資格要件に変更が生じていないかどうかを審査するため、対象地域を指定し、扶養の事実が確認できる書類を提出していただくものです。

なお、今年度は加入者証の更新の年となります。したがって加入者証の検認については実施しませんので、被扶養者の再審査についてお知らせします。

① 対象者

次の調査対象地域の学校法人等に所属する加入者の被扶養者のうち、被扶養者認定年月日が平成十七年十二月三十一日以前の人で、平成元年四月一日以前生まれの人

② 調査対象地域

佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

③ 実施の時期

平成十九年六月
学校法人等あてに再審査の対象者を通知します。

④ 加入者の手続き

被扶養者の収入等に関する書類（所得証明書や非課税証明書等）を学校法人等経由で提出していただきます。

⑤ 結果の通知

平成十九年十月、学校法人等あてに通知します。



加入者証回収にご協力ください

加入者証の未回収について定期的に調査を行っています。加入者の退職や所属学校変更、また、被扶養者の認定取り消し等の手続きの際には加入者証を必ず回収していただくようお願いしていますが、完全回収するのに苦慮しているのが現状です。そこで、未回収の加入者証がある学校法人等については「加入者証回収調査票」により定期的に調査を行っています。この調査票が届きました学校法人等においては、調査内容を確認のうえ、必ず回答してください。

加入者証を誤って使用してしまうことを防ぐためにもご協力をお願いします。

被扶養者認定申請書を

提出された方へ

国民年金第三号被保険者の

届け出を忘れていませんか？

被扶養者認定申請書を提出するとき、被扶養者として認定しようとする人が二十歳以上六十歳未満の配偶者である場合には、国民年金第三号被保険者の届け出（国民年金第三号被保険者資格取得・種別変更・種別確認届）を添付する必要があります。

四月は被扶養者認定申請が集中する時期でしたが、新たに被扶養者として認定された人が二十歳以上六十歳未満の配偶者であるときは、国民年金第三号被保険者の届け出を添付したかどうかを点検してください。もし添付を忘れていたことがありましたら、速やかに届け出てください。

英語版ホームページを

開設しています

私学共済事業ホームページに、英語版のコーナーを開設しています。内容は、私学共済ブック2005（給付編）とほぼ同じです。外国人の教職員等に私学共済制度の仕組みや事業内容を説明するときなどにご利用ください。

平成19年版事務の手引

7月初旬に、加入者向広報「レター」とともにお届けします

共濟業務

報告の内容を訂正するときや報告の手続きそのものを取り消すときは、下表「訂正や取り消しに使用する報告書」
をご覧ください。必ず訂正の手続きをしてください。

- ① 訂正の手続きが相当期間遅れている場合や訂正の理由によっては、遅延理由書や事実確認のための書類を提出していただく場合があります。
- ② 加入者証の記載事項（住所を除く）に関係する訂正については、訂正処理後に正しい加入者証を交付します。訂正前の加入者証は学校法人等で回収し、「差し替えによる加入者証返納理由書（２）」（18年版『事務の手引』P110参照）を添付して共済事業本部あてに返納してください。

(詳しくは18年版『事務の手引』P195～)

11

積立共済年金・共済定期保険 平成19年度 前期募集 (平成19年10月1日加入)

募集期間 6月1日(金)～6月29日(金) 私学事業団必着

積立共済年金

加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職(脱退)後に年金などを受け取ることができる公的年金の補完的な制度です。

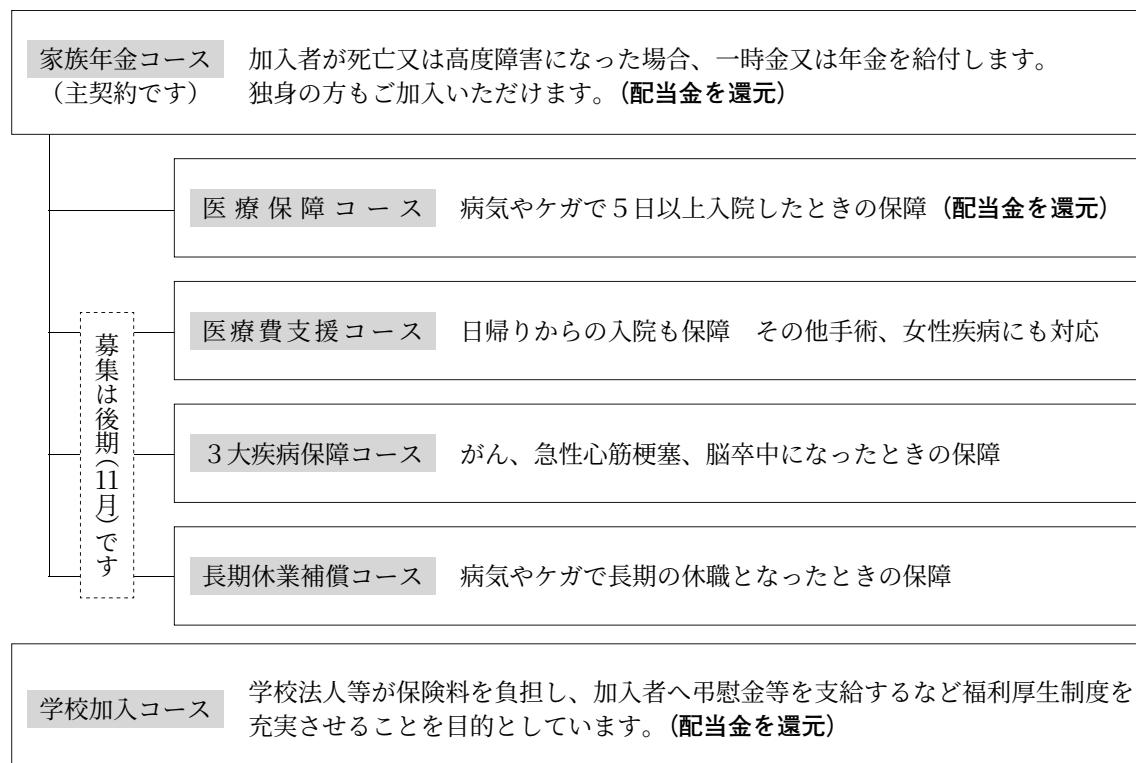
この制度には次の2コースがあります。

税制適格コース (個人年金保険料控除の対象)	自由選択コース (一般生命保険料控除の対象)
満65歳までに10年以上掛金を積み立て → 退職(脱退)後、年金及び一時金を選択	満65歳までに2年以上掛金を積み立て → 退職(脱退)後、年金・医療保険・終身保険及び一時金を選択

共済定期保険

加入者の多様な保障ニーズに応じて、遺族年金や短期給付などの公的保障制度を補完する制度です。

コースの体系は次のとおりです(前期募集では「家族年金コース」・「医療保障コース」及び「学校加入コース」の申し込みとなります)。



「配当金」：1年毎に収支計算し、剰余金が生じた場合は配当金を還元します。

(平成17年度配当率 「家族年金コース」・「学校加入コース」44.22%、「医療保障コース」45.15%)

申し込み方法

積立共済年金は「新規加入」と「コース加入・口数変更(増口・減口)」の申し込みを受け付けます。

共済定期保険については「新規加入」の申し込みのみ受け付けます。

申し込みにあたっては、パンフレット及び共済事務担当者保管の「共済定期保険事業関係約款」に記載されている加入者資格(告知内容)、支給条件等を確認のうえ、お手続きください。

送付先 〒113-8577 東京都文京区湯島1-7-5 私学事業団 福祉部保健課貯金係

※すでに加入されている方の内容変更等の申し出については、積立共済年金は前期(6月)及び後期(11月)申込期間内、共済定期保険は後期(11月)申込期間内のみとなっています。

※より詳しくお知りになりたい教職員の方々に、学校に訪問して説明会を開催いたします。ご希望の場合は、貯金係までお申し出ください。

平成19年度の年金額 ～年金額は昨年度と同額です～

▶平成19年度の年金額

総務省の発表する「平成18年全国消費者物価指数」は対前年比で0.3%の上昇となりましたが、手取り賃金の変動率が上昇していないことなどから、19年度の年金額は昨年度と同額になります。

▶改定通知書の送付を省略します

年金額が昨年度と同額になったことから、19年度の改定通知書は送付を省略させていただきます。

▶現在の年金水準－特例水準が適用されています－

平成16年の法律改正では、給付と負担の均衡を図るため年金額の改定方式の見直しが行われました。この見直し後の水準を「本来水準」といいます。

一方、この法律改正前の年金額は、12年度から14年度まで物価下落に対する改定を行わず、最大で1.7%かさ上げされた水準（「特例水準」といいます）となっていました。現在の年金額は、この特例水準が適用され支給されています。

本来水準の年金額は、原則として実質賃金や物価指数の変動率を基に改定されますが、特例水準の年金額はかさ上げ分の解消のため物価指数が下落したときのみ減額改定され、物価指数が上昇した場合は据え置かれることになっています。

<参考>昨年度までの年金額改定

改定年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
改定の内容	減額改定せず据え置き (累積▲1.7%)			▲0.9% 減額改定	▲0.3% 減額改定	前年同額	▲0.3% 減額改定
前年の物価指数の対前年比	▲0.3%	▲0.7%	▲0.7%	▲0.9%	▲0.3%	0.0%	▲0.3%

私学メンバーズカード受付中!

年会費無料

直営宿泊施設の永久利用証にクレジット機能をプラス

- 3ブランドから選べる
- 海外・国内旅行傷害保険^{最高}5,000万円付
- 空港ラウンジ利用可能
- ETCスルーカード同時申し込み可能

【お申し込み対象】 ■本会員: 加入者(任意継続加入者を含む)、年金者
■家族会員: 加入者等の配偶者

年会費
無料

カードは <http://www.resonacard.co.jp/shigaku> 又は、下記インフォメーションデスクで請求できます。

問い合わせ先

インフォメーションデスク
私学メンバーズカード事務局
(事務代行 リソナカード 株式会社)

フリーダイヤル

0120-559-197 (9:00~17:00 土・日・祝日を除く)

※電話番号を間違えないようにお願いします。

共済業務

〒113-8577
文京区湯島 1-7-5
☎03 (3813) 5321 (代表)
<http://www.shigakukyosai.jp/>

退職共済年金見込額のお知らせ

従来、退職共済年金の試算については、55歳以上の方を対象としていましたが、50歳から54歳の方にも退職共済年金の見込額をお知らせすることができるようになりました。

見込額の試算を希望される場合は、加入者番号・氏名・生年月日・住所等を記載した文書等でご依頼ください。

なお、在職中の方は60歳で退職したものと仮定した見込額となります。

また、平成19年4月以降に離婚等の年金分割の情報提供の請求をする場合、50歳以上の方を対象に希望者には年金分割をした場合の試算額をお知らせします。

加入者向広報「レター」5月号 私学共済ブック2007〔保健・宿泊編〕の送付

加入者向広報「レター」5月号などを5月下旬に学校法人等あてに送付します。

送付物は、4月末現在の加入者数でお送りしますので、配付時に部数が不足した場合は広報相談センター広報班までご連絡ください。

今回の主な送付物は次のとおりです。

- ◆加入者向広報「レター」5月号
各ブロックでのイベント等をお知らせするブロック誌との合併号です。
 - ◆私学共済ブック2007〔保健・宿泊編〕
 - ◆年金者向広報「共済だより」第28号
事務担当者用に1部送付します。
 - ◆積立共済年金パンフレット
「レター」に差し込んであります。
- ＊その他、積立共済年金や共済定期保険の申込書などをお送りします。詳しくは送付状に記載していますので確認してください。
- ＊5月以降に資格取得（新規及び再資格取得）が確認された加入者については私学共済ブック2007〔保健・宿泊編〕、2005〔給付編〕の2冊を資格取得確認後に送付します。なお、私学共済ブック2007〔給付編〕は「レター」11月号に同封してお送りする予定です。

永年勤続加入者直営施設利用優待券の送付

永年勤続加入者直営施設利用優待券と対象加入者一覧表を、5月21日に学校法人等あてに送付いたします。対象となる加入者の皆様にお渡しいただくよう、お願いいたします。

※ 対象となる加入者は、4月1日現在満50歳以上で加入者期間を25年以上有する方です。

相談員の退任

平成19年3月31日付けで次の相談員が退任されました。
福井県 藤田 律子（仁愛女子高等学校）
岡山県 石井 知美（金光学園中学・高等学校）

海外研修旅行の申し込み締め切り

夏期コースの参加申し込み受け付けは6月5日（火）必着です。各コースとも定員は30名で、定員を超えた場合は抽選となります（先着順ではありません）。

詳しくは、本誌4月号（vol.112）をご覧ください。

5月の共済業務スケジュール

1日（火）	掛金 3月分納期限
2日（水）	貸付 送金
10日（木）	貯金 払込期限〔必着〕
15日（火）	貸付 申込・任意償還申出締切
21日（月）	貯金 送金
22日（火）	貸付 送金
25日（金）	積立共済年金 脱退申出等締切 貯金 前期加入申込、払戻・解約請求締切
31日（木）	掛金 4月分納期限 貸付 22日送金申込締切

6月の共済業務スケジュール

1日（金）	積立共済年金 前期加入申込開始 共済定期保険 前期加入申込開始
4日（月）	貸付 送金
8日（金）	貯金 払込期限〔必着〕
15日（金）	貸付 申込・任意償還申出締切

INFORMATION

人事異動

(平成19年4月1日付)
職員の()内は前職

◆役員

理事

退任

佐藤 憲昭
(平成19年3月31日付)

新任

加藤 豊

◆本部職員

企画室長兼数理統計室長

末次 徳太郎
(業務部長)

財務部長

五木田 啓文
(企画室次長)

業務部長

高浦 久男
(大阪会館館長)

財務部次長兼企画室次長

山本 雅淑
(主任審査主幹〔審査・管理室長〕)

私学情報部次長(私学情報部長
職務代理)

添野 安聖
(主任融資主幹〔融資班長〕)

助成部次長兼補助金課長事務取扱

西野 宏明
(総務課長)

企画室参事

小瀬 孝雄
(契約班主幹)

総務課長

佐藤 直也
(総務部参事〔人事担当〕)

人事課長

塩 飽 勲
(法務・監查班長)

総務部参事〔人事担当〕

原 徹
(企画室参事)

法務・監查班長 北村 修一
(広報班長)

主計課長 高橋 正友
(人事課長)

経理第一課長 谷地 明弘
(財務部参事〔主計担当〕)

経理第二課長 佐々木 正良
(広島会館館長)

契約課長 八田 晴喜代
(掛金課長)

システム管理室参事

笠原 昌俊
(システム管理室主幹)

経営支援室長 堀 敏明
(主任経営主幹〔経営支援室長〕)

情報支援室長 比留間 進
(経営相談班長)

私学経営相談センター参事

高村 雅一
(主任研究調査員)

私学経営相談センター参事

佐藤 周
(データベース課課長補佐)

融資班長

熊谷 賢次
(寄付金課長)

審査・管理室長 天白 則彦
(補助金課長)

寄付金課長 賀来 茂
(経理第一課長)

数理班長

松澤 秀彦
(数理班主幹)

資産運用室参事 大谷 和正
(貸付課長)

資格課長 清水 亮一
(年金第二課長)

掛金課長 牟田 克美
(システム管理室参事)

年金第二課長 高橋 和良
(短期給付課課長補佐)

保健課長 曾我 雄一
(契約班長)

貸付課長 千本 英治
(企画室主幹)

管理課長 倉沢 隆行
(保健課長)

営繕班長 河田 哲雄
(営繕課長)

広報相談センター長兼

広報班長事務取扱
戸田 公康
(広報相談センター長)

◆会館

湯島会館館長 松村 太
(管理課長)

京都会館館長 石井 邦夫
(資産運用室参事)

大阪会館館長 高橋 昇
(主計課長)

広島会館館長 田中 信之
(資格課長)

助成業務

〒102-8145
千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)〈ダイヤルイン〉

学校法人基礎調査の提出について ご協力をお願いします

5月15日(火) 提出締切

- ①学校法人の概要関係
- ②学生・生徒・児童・幼児数及び志願者数(大学等部門)

5月31日(木) 提出締切

- ①大学等専任教職員等個人票関係(大学等部門)
- ②学生・生徒・児童・幼児数及び志願者数
学生・生徒・児童・幼児一人当たりの納付金
〔高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・
幼稚園・専修学校・各種学校部門〕

③役員数・役員個人票

編入学及び通信教育に係る学生数等
教員・職員数
土地・建物面積等

※詳しくは、4月13日に各学校法人にお送りした平成19年度学校法人基礎調査「入力要領」(P.2～3)をご覧ください。

私学情報部 データベース課

☎03(3230)7840～41

Eメール database@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

<http://www.shigakukyosai.jp/>
インターネットで宿泊予約ができます。

大阪の“こてこて”をお楽しみください

食いだおれの街として知られる大阪には、「ウマイもん」がいっぱいあります。

たこ焼き、お好み焼きに代表される『粉もん』をはじめ、下町のファーストフード『串もん』、大阪の『だし文化』が生んだ『麺類』、合理的で美味しい『大阪寿し』など、魅力的な食べ物がてんこもり。“こてこて”といえば、やっぱりお笑いです。NGK（なんばグランド花月）は、吉本興業が世界に向けて笑いの文化を発信していく活動の本拠地ともいえる劇場で、近年は大阪の観光ルートにも入っており、連日ほぼ満席で、観光客も大勢つめかけています。

大阪ガーデンパレスを拠点に大阪の文化をお楽しみください。

とくとくぷらん

1泊2食1名様

8,300円

夕食は庭園を見ながらゆったりと和食を。

朝食は、その日の気分に合わせ、和洋のバイキングをご用意いたしました。



写真はイメージです

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
大阪カーテンパレス

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35
☎06(6396)6211 <http://www.hotelgp-osaka.com>

融資事業のご案内

平成19年度の融資相談受付中！

◆融資金利表（平成19年5月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業並びに校(園)地の買収事業等(一般施設費)	2.2 年%	1.8 年%	1.6 年%
寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等(特別施設費)	2.3	1.9	—
校教具、通園バス等 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象 (教育環境整備費)	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 1.5
大型設備・情報技術整備等 (教育環境整備費)	—	1.8	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
※上記費目以外にも災害復旧費、公害対策費等が対象となります。

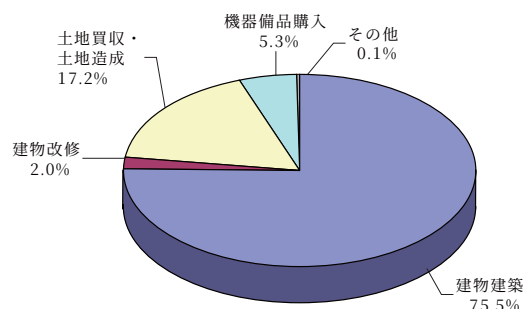
私学事業団の融資の利用を考えているが、

- ・融資を受けるための要件はなにか…？
- ・この事業は融資の対象となるのか…？ .etc

ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。
固定金利・長期・低利で私立学校の施設整備をご支援します。

(2頁の「融資事業のご案内」も一読ください。)

☆平成18年度事業別の融資割合（融資総額537億円）



お早めにご相談ください

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資班 ☎03(3230)7862 ~ 64
Eメール yushi@shigaku.go.jp